別表3 (特定工場等の指定地域区分と規制基準)

	規制基準							
区分	騒 音 (dB)					振 動 (dB)		
	指定地域	朝	昼	タ	夜	指定地域	朝	夜
	区分	6:00	8:00	19:00	21:00	区分	8:00	19:00
用途地域		~	~	~	~		~	~
		8:00	19:00	21:00	6:00		19:00	8:00
住居専用地域	第1種区域	45	50	45	45	第1種区域	60	55
住居地域	第2種区域	50	55	50	45	为1住区场	00	55
商業系の地域	第3種区域	60	65	60	50			
準工業地域	カリ性企場	00	05	00	50	第2種区域	65	60
工業地域	第4種区域	65	70	65	55			

<sup>※</sup>基準値は、敷地境界線上における騒音・振動の大きさです。

<sup>※</sup>工業専用地域及び用途地域外は規制基準はありませんが、環境基準等を考慮の上、生活環境の保全に配慮した作業を行うよう努めてください。